

司法制度改革実施推進会議参与会（第5回）会議議事概要

1 日 時 平成18年12月26日（火）午前10時00分から午後零時15分

2 場 所 法務省第一会議室（20階）

3 出席者

（参与 敬称略・50音順）

岩間陽子、亀井時子、土屋美明、土井真一、中川英彦、長谷川裕子、馬場義宣

（法務省）

野々上尚官房審議官、菊池洋一司法法制部長

（内閣官房司法制度改革推進室）

小林昭彦室長

4 議題

司法制度改革の取組状況に関する意見交換（特に法教育に関する取組について）

5 配布資料

- (1) 法務・検察における裁判員制度の広報啓発活動の状況について
- (2) 平成18年新司法試験の結果
- (3) 平成18年新司法試験法科大学院別合格者数等
- (4) 平成18年司法試験（新司法試験）問題抜粋
- (5) リーフレット（法テラス）（掲載省略）
- (6) 司法制度改革の一環としての法教育の必要性
- (7) 司法教育の充実について
- (8) 法教育研究会報告書の概要
- (9) 法務省における法教育についての取組み
- (10) 法教育推進協議会開催要領
- (11) 法教育推進協議会 論点整理
- (12) 法教育推進協議会で出された主な意見
- (13) 法教育推進協議会で出された主な意見（その2）
- (14) パンフレット「はじめての法教育」（掲載省略）

6 議事概要

(1) 司法制度改革実施推進会議の開催結果について

野々上官房審議官から、司法制度改革実施推進会議（第4回）の開催結果について報告等がなされた。

(2) 司法制度改革の取組状況について

菊池司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況として

- ・ 裁判員制度広報等の取組状況
- ・ 新司法試験の結果
- ・ 日本司法支援センターの開業後の状況

等について、それぞれ報告がなされた。

(3) 法教育に関する取組状況について

菊池司法法制部長から法務省における法教育の取組状況について説明がなされた。

(4) 意見交換

【司法制度改革の取組状況に関して】

(長谷川参与)

法科大学院のあり方に関して、司法制度改革審議会意見書の趣旨に沿った教育が行われているか。

(土井座長)

合格率の問題を教育内容の問題に結びつけると、どうしても相反する面が出てきてしまうという問題は多々御指摘のあるところである。第三者評価機関などで法科大学院教育が受験指導に陥らないようにチェックを行うなどしているものの、学生の方が受験の段階で試験の方にシフトしてしまい、教育内容も当初予定した方向に教育が進まないこともあるので、今後ともこの問題は注視していく必要がある。

(土屋参与)

新試験の内容・問題についての分析・評価はどうか。

(菊池部長)

法科大学院が司法試験の予備校化をしてはいけないと思っている。

今回の試験問題や合格率、法科大学院毎の合格者の数など様々な議論があるところだが、まだ既修者コースの試験結果が出ただけであり、来年、未修者コースの結果も見た上でないと何とも言えないところではないか。

試験問題については、法科大学院の教員等からは概ね好意的に受け止めてもらっていると考えている。また、司法試験委員会の考査委員にも改善すべき点などの意見を聞いているところであり、今後、問題作成等に反映させていきたいと考えている。

(土井座長)

個人的に、若干気になるのは、専門の教員が見て標準的であるというのは、学生が見れば難しいということだろうと思う。

とりわけ、未修者が3年間に学べる量に比して、必修7科目と選択科目を合わせて8科目は分量的にも多く、しかも各科目がそれぞれ高度な内容である。各科目の専門家が適当だと判断するレベルで問題を設定すると、やはり過重な負担となりがちであろう。様々な意見を踏まえて、法科大学院教育の内容も司法試験の

内容も適正なものにしていく必要があると思われる。

【法教育に関する取組状況に関して】

(土井座長)

若干、文部科学省等の議論を申し上げると、学習指導要領の改訂に向けて中央教育審議会の議論が進んでおり、法教育の問題についても前向きに議論が進んでいる。中間報告においても、情報教育、経済教育、環境教育と並んで法教育が現代的な課題として取り組まなければならないとされている。さらに広い視点から、つまり国民が主体的に主権者として国政に参画していくという視点からも、法の基本的な考え方や憲法の基本的な考え方を学習する必要があると報告されている。

また、中教審の議論と並行して、実務的にもどのような内容を学習させていく必要があるかについて、小学校、中学校、高校と発達段階に応じて議論を行っているところである。

(馬場参与)

実際に学校の教員が法教育の授業を実践できるのか。特に、先に報告のあった夏季教員研修では、どのような内容を行い、その成果などがあれば教えていただきたい。

また、現在教員あるいは将来の教員に対する大学の教育学部での取組 - 千葉大学の取組が報告されていたが - をもっと活発に行うための積極的な雰囲気醸成はできないだろうか。

(土井座長)

学校教育に導入していくということもあり、学校の教員に、法的な問題についてどの程度の理解を図っていくかというご質問かと思うが、現在、法教育の実践にあたっては、社会科の教員を中心に検討していただいているところである。社会科の教員の中では、法学部出身の方で、法的素養をお持ちの先生というのはそれほど多くない。教員としては、自ら十分理解していないことを教えることには抵抗感があるので、どのように教えたらいいいのか、どういう趣旨で教える必要があるのか、教材に出てくる基本的な概念はどういう意味なのかを理解してもらう必要があると考え、現在、法教育推進協議会の下で、Q & Aの作成という形でその作業を行っている。

教員養成のあり方の問題については、教員養成のあり方そのものが現在変わろうとしている。現在の教育学部の今後の問題もあるし、教員養成の部分を専門職大学院化するという問題、教員免許の更新性の問題など制度も変わりつつあり、それに対応する形で法教育についても導入していただく必要があると考えており、そこで、千葉大学を中心に検討していただいている段階である。

これに関して2点ほど問題がある。現在、教員養成というと、一般には教員になる前の段階のことを指すが、大半の教員はその課程を終わっており、既に教員である方々に対して法的な内容をどのように理解していただくかが大きな問題になってくると思う。これに関して、千葉大学では教員の再教育にも力を注いでおられ、現在、既に実際に教鞭をとっている教員に対して、更なる教育能力の向上

のための教育を行っており、多分国内でも一番大規模に行っているのではないかとと思われる。そこで、今後、法教育を進めていく上でもこうしたプロジェクトが必要だということで、検討をしてもらっている。

学校の教員から伺ったところによると、法教育は、最初は大変難しいと敬遠されがちであるが、実際やるべき事柄や趣旨を理解してもらうとものすごくやる気になってもらえる。そもそも社会に多くの問題を抱えたことから司法制度改革が取り込まれたように、現在、学校内部もかなり大きな問題を抱えており、そうしたある種の閉塞状況があり、法教育が目指しているものが、打開しなければならぬと感じていたものとかかなり重なる部分があるのではないかとと思われる。例えば、紛争などが生じた時に出来る限りみんなで話し合っただけでルールを決めて、それを守っていくという姿勢が重要なのだという法教育の教えようとしていることは、まさに学校が抱えている問題と重なってくる。

法の専門的な考え方を導入しようとする学校側が敬遠しがちなので、法の基本的な考え方、公正に物事を解決するといったレベルから導入していき、徐々に専門的な内容に踏み込んでいくといった形で進めるのがよいのではないかと考えている。

(中川参与)

法教育の重要性はよく分かった。家庭なども含めてよく言われるのは、法以前の約束は守らなければいけない、嘘をついてはいけない、人を傷つけてはいけないなどといった説明不要の事柄 - これらは全て法につながっていくと思われるが - についての教育がどの程度行われているのか。

ルールを守ることの大切さが、理屈ではなく、実感として湧くような、生徒たちの身の回りで実際に起こっている具体的な素材を使って行うとよく理解できるのではないかと。また、ルールは不変ではなく、必要に応じて変える必要があるということも合わせて教える必要がある。

これだけの教育を担うのは教員だけでは大変であるから、法律に携わっている者の協力が必要である。先程説明のあった日弁連や最高裁の他にも、日本司法支援センターがあるのではないかと。いわゆる法テラスに日常寄せられる問題を具体的な素材として、各地域の学校で扱ってもらうなどといったことも考えられるのではないかと。こうしたことを含めて教育の幅を広げて、若い人たちに社会で実際に起こっている物事をどのように解決しているのかを学んでもらうのもいいのではないかと。思う。

(土井座長)

社会におけるルールを実感が湧くように教えるべきということは御指摘のとおりだと思っており、法教育研究会作成の教材もゴミ収集場所の問題とマンションでのペット飼育のルールに関する問題を扱っている。その他に、弁護士会でも、カラオケ屋の深夜営業に関する近隣の騒音問題などの規制に関する課題を設定して、生徒たちにロールプレイで議論をさせる授業を行っている。生徒たちは真剣に議論をする。授業後に生徒たちの感想を聞くと、友達同士で本音で話し合うということあまりしたことがないようで、ロールプレイでそれぞれの立場で意見

を発表させると、授業後の生徒たちの感想として「友達があんな風に考えているとは知らなかった」「いろんな意見が聞けてよかった」といった感想が多く出てくる。これがルールづくりの教材の良いところだと思うのだが、単に法的内容を教えるというのではなく、みんなが利害について真剣に議論をしてそこで同意を形成していくことの重要性、その時にいろいろな意見があり、実は、それらの意見をまとめていくのが大変なことなのだ、ルールというのは、様々な利害調整をして苦労して作っていくものであって、その結果として決まったものであれば、様々な異論があっても、自分たちで決めたものだから守っていかなければいけないのだという感覚を持ってもらうことが、子どもたちにとっては非常に重要だろうと思う。こういう議論の過程を経ると、中川参与御指摘のとおり、具合の悪いルールは、再度みんなで議論をして変えていけばいいという意識を持たせることができれば良い。この部分は、法律家のみならず一般の方々から題材を募ってやっていきたいと思う。また、このような課題で授業参観をやると一番面白い。参観している親自身も、家に帰ってから子どもと話し合うことができるし、親自身も考え、学校に対する保護者の参加という意味でも、こういった教育を進めていくべきではないかと考えている。

法テラスの協力体制の問題に関しては、参与の御指摘のとおりであり、法テラスの方でこういった形で協力をしてもらえるか、あるいは、逆に、法教育の中に法テラスの内容を組み込むことで、子どもたちに対する法テラスの広報ということが考えられる。子どもたちに法テラスのことなどを教えると、必ず家に持ち帰るので、親御さんに対する情報提供にもなる。まだ、法テラスも業務を開始したばかりであり、今後、そういった協力関係をより発展的に考えていくことができるのではないかと思う。

(亀井参与)

現在、広めようとしているのは、学校教育の中での法教育なのか、それとも、裁判員になろうとする人など一般市民に対するものなのか。学校教育という枠の中では、普及・発展させていく対象が絞られていることから、比較的容易であろうが、枠がなく対象が絞れない一般の方々に対する場合はなかなか困難を伴うと思われるが、そのあたりはどうか。

(土井座長)

御指摘のとおり、生涯教育を含めて法教育を拡大していく必要があるという認識は持っている。ただ、当面の間は、学校教育を動かさないといけないということで、学校教育を中心に議論しているというのが現実である。裁判員制度の広報でもそうだが、国民一般に訴えかけるとするのは、対象がはっきりしないことから、どう受け止められているのかがよく分からない。それに対し、学校教育では、学校教員は対象化されているので、まずは、教員に、どれほど理解され、共感を得られるかということが試金石になるであろうと思われる。その上で、これはやらなければならないという必要性を認識してもらえる段階までに達すれば、広く拡大をし普及していくのではないかと考え、進めているところである。

生涯教育についても若干検討をしているところであり、一つは企業のコンプラ

イアンス教育の問題である。ややもすると、コンプライアンス教育は、個々のルールを教えて、これを守らなければならないといった教育になりがちであるが、一般的に法や公正さといった問題について、ある程度の基本的な理解がないと、個々のルールを教えても、一体これをどういう趣旨で使わなければいけないか、あるいは、どういう形で自分たちに適合する形に修正をして運用をしていくのかという点についてなかなか修得ができない。確かに個々の活動について、個別のコンプライアンスを確保する必要があるが、同時に、基本的な法的考え方や法的問題が生じたときの議論の仕方といったことを、コンプライアンス研修の過程で導入できないかという議論をしているところである。

あと、公民館などで、どういう形で生涯教育を行っていくかという問題であるが、これの最大の問題は、担い手の問題であって、学校教育の方が動き出すと、それ自体に關与する法律家及び準法律家の確保だけでもかなり大変であり - この關与の仕方についても検討しているところであるが - 、それに加えて、地域の問題にも關与してもらおうとなると、どういった形で協力者を確保するかということが大きな問題になると考えられる。

また、家庭教育における問題であるが、難しいのはどこまで家庭に介入できるかである。先程も少し申し上げたが、授業参観や文化祭などで模擬裁判をやってもらい、むしろ保護者の方や地域の方に学校に来てもらうことで、当然、学校は地域の中にあることから、学校を分離した地域ではなく、学校と一体的に地域への広がりをもたせられないかといったことを議論しているところである。

(長谷川参与)

担い手に関する問題であるが、法曹三者だけではなく、隣接職種などの法律関係者を活用していくことが必要である。東京などの法曹有資格者が多数いる地域はまだしも、地方などでは、こうした隣接職種の方たちを活用して、地方協議会などといった形で情報交換を行っていかないと、なかなか普及していかないのではないか。地域の担い手の中心として、一つは法テラスが期待されるところである。

「はじめての法教育」というテキストの「私的自治の原則」の部分を見せてもらったが、私は、これまで労働法を勉強してきたが、労働契約の概念を組合の人たちや労働者の人たちに教えるのに非常に苦労した。労働契約というのは、労働者と使用者が対等に交渉して合意するのが基本であるが、労働者と使用者は対等ではない、すなわち情報量や交渉力において対等ではないので、それをどのように補強するのかというところで、最低基準としての強行法規である労働基準法があるという説明を理解してもらうのに苦慮した。これまで、学校教育において、そもそも「契約」とは何かを全く学んでおらず、労働契約や労働契約の解除（解雇）などがなかなか理解できない。これは、やはり積み重ねがないと理解できないものだと思う。このテキストは、法曹関係者と協働で作成しただけあって、良い出来映えだとは思いますが、これを教員が理解して教えるというのは並大抵のことではないと思う。担い手の問題として、こうしたことから、法曹関係者や隣接法律職種の方の協力・協働が大変重要だと思う。

(土井座長)

「私的自治の原則」に関して言うと、戦後、民法の教育は一貫してほとんど行われていない。民法で学校教育にあるのは家族法だけである。何故、家族法だけかという、戦後、民法が改正されたのは家族法だけであり、新しく変わった部分だけを教えなければいけないということで、学校教育に取り入れているということであるらしい。例えば、製造物責任法が出来ると、それが取り入れられ、また、消費者基本法が出来るとそれがトピック的に取り入れられる。

私的自治と言いながらも、学校教育で私的自治の方法を教えていない。民事の事柄というのは、問題が起きた場合、自分自身でやるか、もしくは、自分から専門家に頼まなければ何もできない。そういう意味で、民事の分野を学校教育にもう少し取り入れてもらう必要があるのではないかと。また、そういったことを教えないと、自分たちで法律を使っていくという意識が根付かないのではないかとと思われる。

問題は、学校教育における担い手の問題であるが、学校の教員が中心になるべきだと考えている。その理由として、学校教育の中に、単発的に専門家が入っても継続性がなく、またイベント的に終わってしまい、継続的な知識あるいは考え方として子どもに定着しない傾向がある。また、教育の場合は、子どものことを十分に知らないといけない。特に議論をさせるとなると、全く知らない人を前にして、なかなか意見が出てこない。そういった意味で継続的に人間関係をもった教員に担ってもらうのが良いと思われる。しかし、学校で使う教材や教え方を教員に理解してもらうために、法律関係者が、教材の使い方を教えることや研修の場などで協力していくことは必要不可欠であり、そのための組織づくりをどうするかということを経済推進協議会などの場で検討を行っており、今後も検討を行っていく必要があるだろうと思う。

そうは言っても、子どもたちに本物の裁判官や検察官、弁護士を見せるということは重要である。かつて、大阪の学校で、大阪地裁・大阪地検・大阪弁護士会の協力で模擬裁判が行われたことがあるが、これは子どもたちにはかなりの感銘を与えたようである。子どもたちにとっては、知識として考え方を教えると同時に、非常に感情的な面で大きなインパクトを与えることになるので、そういう意味での法律家の関与も求めていく必要がある。

このあたりのバランスをとるには、法曹の数にも限りがあることから、準法曹の方にも、さらに法的な視野を広げていただくと同時に、学校教育に関与していただくようになっていけば良いと思っている。

(岩間参与)

裁判所見学をもっと大規模に実施することはできないのか。今後、裁判員制度が始まるが、子どもたちが一度でも裁判所に行ったことがあるという体験は有益ではないか。

それと、子どもたちに法教育を行っていくことは大変重要であると思うが、これからの社会は、高齢者が増加し、法的な問題に高齢者が関わるが増えることから、例えば法テラスを教育の拠点として活用していくことも必要ではな

いか。

(土井座長)

裁判所見学については、法廷の数等にも限りがあり、学校数に比して限界もあるかと思うが、かなり協力いただきつつある。しかも、裁判を見るだけでなく、裁判の説明や解説を行うなど丁寧にやってもらっている。この問題も、広がれば広がるほど、学校からの要請に優先順位をつけるなどしながら、裁判所だけではなく、検察庁や弁護士会等の見学等も含めて割り振りを行ってもらう必要が生じてくる。この点を、教育委員会と法曹三者の間で何らかの協議の場をもうけて、各学校からの申し出があった場合に、調整していく仕組みを作っていく必要がある。そこで法テラスが仲介・情報提供の一環として担っていくことができるかは、今後の検討課題になると思われる。先程も申し上げたが、学校教育自体が巨大な広報機関であることから、法テラスについて全国の学校教育で触れることは、両者にとって重要なことであるから、今後、検討をお願いしたい。

(野々上官房審議官)

個人的な意見になるが、法廷見学で小学生などに生の事件を見せるのはショックが大きいのではないかという思いがあるのだが。

(土井座長)

その点については、裁判所の側で、事件の内容面等も考慮して選別されているし、小学生などには、空き法廷を見学させて、説明を行うといった方法により、対象に応じて適切に行われていると思う。

(菊池部長)

法廷見学の希望数に応じて、グループを分けたり、日にちを分けて行っている。また、若い裁判官が説明役・案内役となり、その学年に応じて、分かりやすく工夫をして説明を行っていると聞いている。

(亀井参与)

日弁連においても、法廷傍聴の取組を行っているが、法廷が小さい所が多く、そのため、一度に大勢の傍聴が実施できないのに加え、その学年に応じた適切な事件を選ぶのがなかなか難しく、大規模には行いにくいところがある。ただ、傍聴の前に説明を行い、傍聴後にもまた説明を行うことで、裁判に対する子どもたちの目がかなり違ってくるという印象を持っている。

その他にも、今年初めて、全国の弁護士を集めて、各地の学校へ出向くための研修講座を行ったり、教員に向けたシンポジウムを行うなどの法教育に関する取組を行っているところである。

(以上)